

山東青島報

第十九百四十一号 平成十三年十月三十一日（水曜日）

告
示
目
次

- 臨時の職業訓練の施行
○種畜の臨時検査の施行
○家畜商講習会の開催
○過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の完

(畜産課) ... 二
(同) ... 二
(開発能労政課) ... 一

告示

青森県告示第五百七十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第一条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

青森県知事 木村守男

青森県立青森高等技術専門校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称
・普通短期職業課程訓練	類職業訓練課程種
け指練ら定共あ受雇た示の職所職つ給用もを受業業長業者者保の受講訓か安公で	対象者
科一般事務	訓練科
三月	期訓間練
一〇人	定期定数

○土地改良区の役員の就任及び退任

出先機関

教育委員會

西農事
地林務
方產所
五

青森県告示第五百七十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成三・二・六	西津軽郡森田村大字森田字月見野五五八 青森県畜産試験場和牛改良技術センター

青森県告示第五百七十七号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

一 開催日時

平成十三年十二月四日前九時から同月五日午後五時まで

二 開催場所

青森県観光物産館 青森市安方一丁目一の四〇

三 講習科目及び時間数

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
4 受講手続

受講希望者は、受講願書に三千四百円相当の青森県証紙（特定の事項に係る講習の免除を受けた者にあっては、免除時間に百六十円を乗じて得た額を控除した額とする。）、写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）及び住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付をうけたもの）を添付して、平成十三年十一月二十二日までに管轄の地方農林水産事務所畜産担当課に提出すること。

五 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地方農林水産事務所及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地方農林水産事務所に問い合わせること。

青森県告示第五百七十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

路線名	工事区间	工事の種類	完了の日
夏坂大館線	三戸郡田子町大字関字北来満山三七林 三戸郡田子町大字関字北来満山三九林	改築（道路改	平成二・九・三
夏坂大館線	三戸郡田子町大字関字北来満山三九林 三戸郡田子町大字関字北来満山三九林	改築（道路改	平成二・九・三

”

”

公 告

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、青森市三好土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

組合の名称

青森市三好土地区画整理組合

事業施行期間

平成十年七月二十四日から平成十四年三月三十一日まで

施行地区

青森市大字石江字三好、同大字富田及び大字新田字扇田の各一部

事務所の所在地

青森市大字石江字三好四七の五

設立認可の年月日

平成十年七月十七日

変更認可の年月日

平成十三年十月二十四日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月三十一日

一 商号又は名称 株式会社十和田興業
二 代表者の氏名 法量寶壽

三 主たる営業所の所在地 上北郡十和田湖町大字法量字家ノ前一八の三
四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一〇一四号

五 取消年月日 平成十三年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可
建築、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
平成十三年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

商号又は名称 小原工務店

二 氏名 小原光明

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字館野一三の三二三

四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一四四八八号

五 取消年月日 平成十三年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となつた事実

平成十三年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第一十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事
木村守男

建設業者の許可の取消し

- 二 商号又は名称 有限会社新青工業
代表者の氏名 桜井つゑ

四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一二五八二号
五 取消年月日 平成十三年七月三十一日

平成十三年十月三十一日

青森県知事
木村守男

建設業者の許可の取消し

六 取消しに係る建設業の許可
七 業の許可
土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設
取消しの原因となつた事実

平成十三年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

一 商号又は名称	鶴ヶ崎住宅
二 氏名	鶴ヶ崎松俊
三 主たる営業所の所在地	上北郡東北町字大久保三一の七
四 許可番号	青森県知事許可（般一八）第六〇四六号
五 取消年月日	平成十三年七月三十一日
六 取消しに係る建設業の許可	建築工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事
木村守男

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事
木村守里

二 商号又は名称 根岸工務店
一 氏名 根岸 隆夫
三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小稻二一〇の三
四 許可番号 青森県知事許可（般一一二）第一五〇四四四号
五 取消年月日 平成十三年七月三十一日
六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となつた事実

平成十三年七月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

五 取消年月日 平成十三年十月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

青森県教育委員会規則第十号

青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十月三十一日

西地方農林水産事務所長 熊谷宏

監事	役員別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
佐藤 清徳	内山 晴弘	西津軽郡鶯ヶ沢町大字種里町字有原一五〇	大字姥袋町字霜坂	平成二年九月三〇日就任
工藤 幸弘	塚 三四	大字南金沢町字平		"
長谷川忠一	熊ヶ沢四九	大字姥袋町字霜坂		"
田中石五郎	間一八四の一	大字南金沢町字有原	三・九・六退任	"
佐藤 清徳	一五〇			"

青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月三十一日

青森県教育委員会

青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則（昭和五十四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三年」を「二年」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、國の要請に応じ、二年を限度に派遣期間を延長することができる。

第六条を次のように改める。

（派遣の中止）

第六条 教育長は、教育公務員としての服務に違反する行為があつた派遣教員その他の職務を継続することが適當でないと認められる派遣教員については、派遣を中止することがある。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則第四条の規定は、平成十三年四月一日以降新たに行う派遣について適用する。

教育委員会